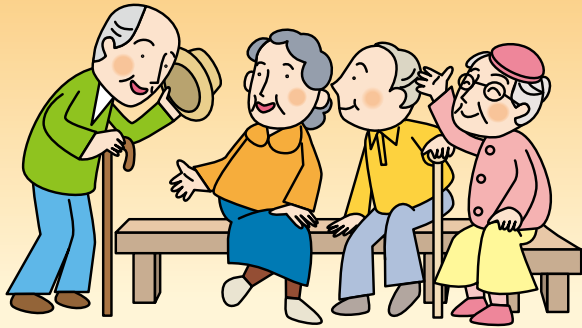


自立した在宅生活を送るために住宅を改修する時は…

介護保険住宅改修費の支給について



要介護（支援）認定を受けた方が手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、申請に基づきその費用の一部として介護保険から住宅改修費が支給（払い戻し）されます。

利用者の状態にあった適正な改修が行われるように、改修前に申請手続きを行うとともに改修後の届出が必要です。

なお、住宅改修費の支給（払い戻し）については「償還払い方式」と「受領委任払い方式」の2通りがあります。（裏面参照）

利用できる方

介護保険の要介護（支援）認定を受け、在宅で生活されている方。

支給要件

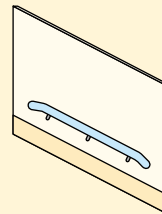
- ・ 要介護（支援）認定を受けた方が居住する住宅であること（住民票のある住所地の住宅のみが対象です）。
- ・ 改修内容が支給対象となる内容であること。
- ・ 要介護（支援）者本人のための改修であること。

利用限度額

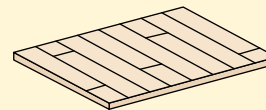
- ・ 居住する住宅に対して要介護（支援）者一人あたり20万円。1割（一定以上の所得がある方は2割）は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円（2割負担の方は16万円）までです。
- ・ 20万円を超えた額については全額自己負担が必要です。
- ・ 転居した場合や要介護度が最初の住宅改修の時より3段階以上上がった場合は、改めて20万円までの住宅改修を行うことができます。

住宅改修費の支給対象となる内容

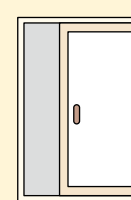
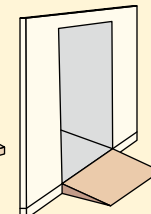
手すりの取付け



段差の解消



和式→洋式便器への取替え



滑り防止等の床材変更

引き戸などへの扉の取替え

※上記の改修に付帯して必要となる改修についても一部支給対象となる場合があります。

※住宅改修費は、個人資産の形成につながる面があることから対象となる改修は小規模なもので以上の工事に限られています。

お問合せ・相談はお住まいの区の保健福祉課まで

◎中央区役所 205-3303
◎北区役所 757-2463
◎東区役所 741-2462

◎白石区役所 861-2448
◎厚別区役所 895-2478
◎豊平区役所 822-2454

◎清田区役所 889-2040
◎南区役所 582-4742

◎西区役所 641-6944
◎手稲区役所 681-2491

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 電話 211-2547



さっぽろ市
02-E03-15-2131
27-2-1233
SAPPORO

住宅改修費の支給申請手続きは、以下のとおりです

受領委任払い方式

償還払い方式

1. 介護支援専門員への相談

住宅改修を希望する場合は、改修前に介護支援専門員（ケアマネジャー）へご相談ください。改修を行う場合は「住宅改修を必要とする理由書」の作成を依頼してください。

改修内容が支給対象になるか不明な場合や相談する介護支援専門員がない場合は区の保健福祉課へご相談ください。

2. 改修前の事前申請

住宅改修の改修着工前に区保健福祉課へ事前申請を行います。

〈必要書類〉

- ・住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修を必要とする理由書
- ・見積書及び内訳書（着工予定日を記載すること）
- ・改修前の状況がわかる写真（日付のわかるもの）
- ・完成予定の状況がわかるもの
- ・住宅所有者の承諾書（住宅所有者が被保険者本人以外の場合）
- ・住宅改修費の受領に関する委任状（受領委任払い方式※の場合のみ）

※受領委任払い方式は施工事業者と被保険者の合意のもと、行うものです

2. 改修前の事前申請

住宅改修の改修着工前に区保健福祉課へ事前申請を行います。

〈必要書類〉

- ・住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修を必要とする理由書
- ・見積書及び内訳書（着工予定日を記載すること）
- ・改修前の状況がわかる写真（日付のわかるもの）
- ・完成予定の状況がわかるもの
- ・住宅所有者の承諾書（住宅所有者が被保険者本人以外の場合）

3. 住宅の改修・代金の支払（1割または2割）

4. 改修完了後の届出

住宅改修が完了後に区の保健福祉課へ事後申請を行います。

〈必要書類〉

- ・受付書（改修前の事前申請時に区保健福祉課で発行したもの）
- ・領収証（被保険者本人あてのもの）及び工事費内訳書
- ・改修後の状況がわかる写真（日付のわかるもの）

3. 住宅の改修・代金の支払（10割）

4. 改修完了後の届出

住宅改修が完了後に区の保健福祉課へ事後申請を行います。

〈必要書類〉

- ・受付書（改修前の事前申請時に区保健福祉課で発行したもの）
 - ・領収証（被保険者本人あてのもの）及び工事費内訳書
 - ・改修後の状況がわかる写真（日付のわかるもの）
- ※振込先が本人名義の口座でない場合は、委任状が必要です。申請前にご相談ください

5. 支給決定

支給決定通知書が被保険者及び施工事業者（受領委任払い方式のみ）あてに送付されます。（住宅改修費の支給対象とならない場合は不支給決定通知書が送付されます。）

6. 住宅改修費の支給（改修費用の9割または8割を施工事業者の口座へ）

6. 住宅改修費の支給（改修費用の9割または8割を被保険者本人の口座へ）

注意！

改修前の申請が無い場合は支給対象外です。書類上の不備や改修内容が支給対象外などの場合も住宅改修費が支給されませんので、必ず改修前に介護支援専門員にご相談ください。なお、申請から振込みまで概ね1ヶ月程度かかります。